

競争参加停止措置の概要

- 1 競争参加停止措置業者名
所在地及び競争参加停止措置期間
丸和工業株式会社
埼玉県北本市宮内5-351
2025年5月2日～2025年5月15日(2週間)
- 2 競争参加停止措置の範囲
首都高速道路株式会社所掌区域内
- 3 事実概要
当該業者は、令和5年9月2日、茨城県猿島郡五霞町における倉庫・事務所増築工事において、労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じず、労働者が2階床面の開口部から転落し死亡する工事関係者事故を発生させた。
この件について、同社及び同社使用人は、令和6年11月12日、労働安全衛生法違反により古河簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。
- 4 競争参加停止措置理由
「競争参加停止措置準則」(平成17年準則第22号)
別表第1「安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故」第8号

<競争参加停止措置準則別表第1>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2か月以内